



令和2年9月 相談件数  
**646件**  
(前月比: △9件)  
(前年同月比: △36件)

掲載内容

- 消費者教育ポスター展 開催のお知らせ
- 令和2年度消費生活相談の概要【中間報告】
- お知らせ「家庭用計量器無料検査」「多重債務者特別相談」
- ちばし消費者応援団の活動紹介
- 消費者被害注意報

## 消費者教育ポスター展 開催のお知らせ♪

市内の小・中学生を対象として、今年も消費者教育ポスターを募集しました。3つのテーマ（「スマートフォンの使い方」「お金を大切にすること」、「消費者トラブルにあわないために」）に合計73作品が集まりました。力作ぞろいの中、次の2作品が優秀賞に決定しましたので、紹介します。

また、優秀賞（2点）を含む入賞作品10点を、市内各所で展示します。ぜひお立ち寄りください。



テーマ「お金を大切にすること」  
園生小学校4年 上野 幸太郎 さん



テーマ「スマートフォンの使い方」  
千草台中学校2年 佐藤 優羽 さん



### 入賞作品展示スケジュール

日程	会場
11月10日(火)～11月16日(月)	そごう千葉店 地階そごうギャラリー
11月18日(水)～12月9日(水)	消費生活センター 1階情報プラザ
12月11日(金)～12月24日(木)	緑区役所 2階市民ロビー
1月4日(月)～1月18日(月)	稲毛区役所 1階市民ロビー

※そごう千葉店の営業時間は10時～20時。最終日の展示は16時まで。

※その他の会場は、平日8時30分～17時30分

(展示初日は14時から 最終日は14時までとなります。)

(緑区役所: 12月13日(日) 稲毛区役所: 1月10日(日) 9:00～12:30 もご鑑賞いただけます。)

毎日の生活に身近な、  
お金やスマートフォンの  
使い方についてこの  
作品をきっかけに考え  
てみよう。



令和2年4月～令和2年8月に千葉市消費生活センターに寄せられた相談は、3,528件で、前年同期間の3,861件と比較して**333件減少**しました。

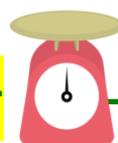
●相談の多かった商品・サービス



▼相談件数（上位5位まで）

	令和2年度（4月～8月）〔件〕		令和元年度（4月～8月）〔件〕	
1位	商品一般	283	商品一般	1,048
2位	保健衛生品その他	200	相談その他	111
3位	他の健康食品	177	デジタルコンテンツ	107
4位	役務その他サービス	127	賃貸アパート	106
5位	賃貸アパート	98	役務その他サービス	89

昨年度の同時期と比較すると、「商品一般」が1位と変動がありませんが、架空請求に関する相談が大きく減ったことにより、件数が大幅に減少しています。また、新型コロナウイルスの影響から、マスク、消毒液などの「保健衛生品その他」、通信販売における定期購入の契約トラブルで「他の健康食品」が上位となっています。

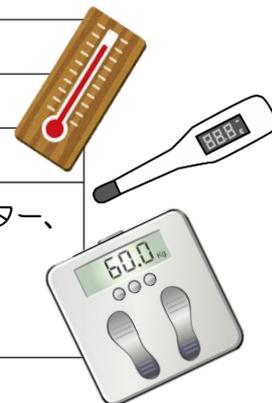


### 家庭用計量器「無料検査」のお知らせ

無料・予約不要

11月は、計量意識の普及・向上を図る「計量強調月間」です。消費生活センターでは、その一環として、「家庭用計量器の無料検査」を以下のとおり実施します。予約は不要です。計量器を持参のうえ、お越しください。

日時	令和2年11月19日（木）・20日（金） 13時～16時
場所	千葉市消費生活センター1階 情報プラザ
対象者	千葉市内に在住・在勤・在学の方
対象計量器	家庭で使用している血圧計（送気球で加圧するものに限る）、ヘルスマーター、体温計、温度計、キッチンスケール ※検査できない器種：指や手首で計測する血圧計、耳式体温計など ※修理は行いませんので、あらかじめご了承ください。



※当日はマスクの着用をお願いします。

<お問い合わせ ☎043-207-3603（相談・指導班）>

●はかりの定期検査とは

計量法では、はかりを取引・証明に使用する場合、「検定証印」又は「基準適合証印」が付されたはかり（「特定計量器」といいます。）を使用しなければなりません。また、特定計量器を使用する場合、精度を担保するため、**2年に1回の定期検査**を受けなければなりません。

なお、ヘルスマーターやキッチンスケール等の家庭用の計量器にもマークが付されていますが、これらは日常の家庭生活に用いられるものなので、取引や証明には使用できません。



（検定証印）



（基準適合証印）



（家庭用特定計量器のマーク）

# 多重債務者特別相談 実施しています

無料・要予約

借金を返済するために、さらに借金を重ねてしまう「**多重債務**」。多重債務は深刻な社会問題となっており、早急な対応が必要です。消費生活センターでは、弁護士による「**多重債務者特別相談**」を実施しています。ご予約の上、ご利用ください。



日 時	毎月 第2・4木曜日 13時～16時
場 所	千葉市消費生活センター2階
対 象 者	千葉市内に在住・在勤・在学の方
予 約	<u>事前予約制です。</u> お電話でお申込みください。※1日6組、30分/組 ☎ <b>043-207-3000</b> (相談専用)

\*\*\*\*\*



## ☆ちばし消費者応援団（団体会員）の活動を紹介します☆

**フードバンクちば**

〒260-0045 千葉市中央区弁天 2-16-14-101  
お問い合わせ ☎ 043 (301) 4025  
公式ホームページ [foodbank-chiba.com/](http://foodbank-chiba.com/)



「フードバンクちば」は、2012年、民間のボランティア団体として設立いたしました。品質に問題が無いにもかかわらず廃棄されてしまう食品・食材を、企業や個人等からご寄贈頂き、そうした食品を公共、民間の相談支援機関と連携して、生活に困っている方や、児童や母子等の福祉施設へ無償で提供する活動を行っています。食品ロスを削減し、企業や個人の社会貢献を推進することで、食品確保が困難な方々の役に立つという新しい食のリサイクルの形です。この活動は皆さまからのご寄付やご寄贈、ボランティア活動で成り立っております。現在は特に、コロナウイルス感染拡大の影響で生活にお困りの方が増え続けています。是非皆さまのご協力とお力添えをお願いいたします。

ご寄付、ご寄贈、ボランティア参加などの詳細は、お電話でご連絡頂くか、HPをご参照ください。

### 【フードドライブ】

フードバンクちばではご家庭で余っている食品を集める「フードドライブ」を年3回、開催しています。フードバンクちばの事務所へご送付もしくは直接お持ち込み頂くか、お近くの社会福祉協議会等の受け入れ窓口（詳細はHPをご参照ください）へお持ち込み頂けます。コロナウイルス感染症拡大の影響で、生活にお困りの方が増え続けています。是非皆さまのご協力をお願いいたします。

### 【ボランティア活動】

フードバンクちばの活動は、地域のボランティアの皆さまによって支えられています。支援食糧の箱詰めや食品種類、賞味期限別にする仕分け作業など、様々な作業を毎週行っています。ご関心のある方は是非一度ご連絡ください。

寄贈された食品・食材の様子



留学生のみなさんに食糧支援



# 消費者被害注意報 No. 92



**災害時の宿泊施設の解約や、オンラインでの旅行予約を巡るトラブルなどが発生しています。**

**事例1** ツアーで宿泊予定の旅館が台風の影響で営業休止となったため、前日にツアーのキャンセルをしたが、キャンセル料を請求され納得できない。なおツアーは代替りの旅館を見つけて催行された。

**事例2** 旅行を予約したサイトが不審であると判明したため、解約したいが、解約方法が分からない。また、サイトの連絡先も分からない。



## 消費者トラブル防止のために

- 旅行や宿泊施設のキャンセルについては、原則として旅行業者等や宿泊施設の規約に従うこととなります。しかし、台風や地震などの災害時は、旅行業者等が特別な対応を行っている場合もあります。まずは旅行業者等に問い合わせてみましょう。
- 旅行サイトによる旅行等の予約は、クーリング・オフができません。また、サイトによっては100%の解約料が発生するので、注意が必要です。
- 予約する前にキャンセル料等、規約をよく読み、納得した上で申し込みましょう。不明な点があれば旅行業者等に確認しましょう。
- 予約する前のチェックポイントとして、(1)事業者の名称等、サイト運営事業者の基本情報を確認する。(2)問合せ手段等、顧客対応窓口の情報を確認する。(3)支払代金やその内訳、解約条件や予約内容(日程等)を確認する。などがあります。
- 予約した後のチェックポイントとして、(1)予約内容をすぐに確認する。(2)予約内容を確認できる画面(予約確認メールやマイページ)等を保存したり、印刷して保管する。などがあります。



**商品・サービスの契約トラブルは千葉県消費生活センターへ！**

**相談専用電話**

**☎043-207-3000**

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く

発行：千葉県消費生活センター TEL: 043-207-3602 FAX: 043-207-3111

